

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める書面)

令和 2 年 4 月 6 日

(新設分割会社)

東京都千代田区神田三崎町二丁目 5 番 3 号
鉄建建設株式会社
代表取締役 伊藤 泰司

(新設分割設立会社)

東京都千代田区神田三崎町二丁目 5 番 3 号
鉄建プロパティーズ株式会社
代表取締役 柳下 哲

鉄建建設株式会社（以下「新設分割会社」といいます。）は、令和元年 12 月 17 日付で作成した新設分割計画に基づき、令和 2 年 4 月 1 日を効力発生日として、鉄建プロパティーズ株式会社（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新たに設立し、新設分割会社が営む首都圏における不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条並びに会社法第 815 条第 3 項第 2 号に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

令和 2 年 4 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当するため、同法第 805 条の 2 本文の規定の適用はありません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに会社法第 810 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 209 条第 3 号)

(1) 反対株主の買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法第 806 条の規定による手続は実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件分割に関して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は実施していません。

(3) 債権者保護手続

新設分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、令和 2 年 2 月 10 日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、定められた期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 209 条第 4 号)

新設分割設立会社は、本件分割が効力を生じた日である令和 2 年 4 月 1 日をもって、新設分割会社から首都圏における不動産賃貸事業に関する権利義務を承継いたしました。新設分割設立会社が新設分割会社から承継した資産及び負債の概算額は、それぞれ 7,284 百万円、77 百万円であります。

5. 第 1 項乃至第 4 項に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上